

高知県電力の調達に係る環境配慮契約方針

(目的)

第1条 本方針は、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約のうち、競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力調達契約をいう。

(対象組織等)

第3条 本方針は、本県の知事部局、教育委員会、公安委員会（警察本部）、公営企業局が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組又は地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

(入札参加資格)

第5条 本方針における入札参加資格の要件は、次のとおりとする。

- (1) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版）に示された望ましい方法に準じて電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。ただし、新たに電力の供給を開始した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、供給開始日から1年間に限って開示予定時期（供給開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- (2) 前条に定める環境評価項目について、別表「高知県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した基本項目の得点の合計が70点以上であること。なお、基本項目の得点の合計が70点に満たない小売電気事業者が、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上となる場合には、入札参加資格を有するものとする。

(評価)

第6条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第5条に定める入札参加資格の要件の適合状況について、別記様式1「高知県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（以下「評価項目報告書」という。）」に記載し、毎年度、別に定める日までに知事に提出するものとする。ただし、評価点等に変更があった場合は、その都度、評価項目報告書を提出するものとする。

- 2 第1項に定める期日のほか、本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、評価項目報告書を随時知事に提出することができる。
- 3 環境計画推進課長は、小売電気事業者から提出された別記様式1の内容を確認し、小売電気事業者の入札参加資格の評価点を判定する。
- 4 環境計画推進課長は、判定の結果について、別記様式2により関係所属長へ、別記様式3により各小売電気事業者へ通知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 入札事務を担当する者は、各小売電気事業者の評価点を確認し、入札参加資格の有無を確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理等は、林業振興・環境部環境計画推進課において行う。

附則

この方針は、令和6年8月20日から施行する。

附則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

高知県環境に配慮した電力調達契約評価基準

	要素	区分	配点
基本項目	(1) 令和6年度の1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO2/kWh) ※1	0.350未満	70
		0.350以上 0.375未満	65
		0.375以上 0.400未満	60
		0.400以上 0.425未満	55
		0.425以上 0.450未満	50
		0.450以上 0.475未満	45
		0.475以上 0.500未満	40
		0.500以上 0.520未満	35
		0.520以上	0
	(2) 令和6年度の未利用エネルギー活用状況 ※2	0.675%以上	10
		0%超 0.675%未満	5
		活用していない	0
	(3) 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況 ※3	15.00%以上	20
		8.00%以上 15.00%未満	15
		3.00%以上 8.00%未満	10
0%超 3.00%未満		5	
導入していない		0	
加点項目	(4) 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組又は地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組 ※4	取り組んでいる	5
		取り組んでいない	0

※1 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

なお、複数メニューを公表又は算定している事業者は、事業者全体の調整後排出係数を用いること。ただし、複数メニューのうち特定のメニューを用いて電力を供給しようとする事業者は、落札後に当該メニューにより契約を締結することを条件として、当該メニューに係る調整後排出係数を用いることができる。

※2-1 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

(算定方式)

令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = ① ÷ ② × 100

① 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)

② 令和6年度の供給電力量(需要端)(kWh)

※2-2 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※2-3 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。

- ①工場等の廃熱又は排圧
- ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③高炉ガス又は副生ガス

※2-4 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※2-5 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3-1 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

(算定方式)

令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = (①+②+③+④+⑤) ÷ ⑥ × 100

- ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端(kWh)）
- ②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量(kWh)
- ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
- ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)
- ⑥令和6年度の供給電力量（需要端）

※3-2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

※3-3 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）は、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限りに、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3-4 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組及び地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用の取組について、需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

(具体的な評価内容の例)

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

別記様式 1

高知県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

高知県電力の調達に係る環境配慮契約方針第6条の規定により、以下のとおり報告します。

商号又は名称	
代表者の職・氏名	
所在地	
問い合わせ先（部署）	
担当者名	
電話番号	
電気事業法第2条の2の規定に基づく 小売電気事業の登録番号	

1 電源構成の情報開示方法

開示方法	提出資料
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	開示方法が確認できる資料

2 令和6年度の電気供給状況

環境評価項目	数値・状況	得点	提出資料
(1) 二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数)	(kg-CO2/kWh)		
(2) 未利用エネルギーの活用状況	(%)		算出根拠となる資料
(3) 再生可能エネルギーの導入状況	(%)		算出根拠となる資料
(4) 省エネに関する情報提供、簡易的な ダイヤモンド・リスポンスの取組又は 地域における再エネ電気の創出・利用 に向けた取組	取り組んでいる ・ 取り組んでいない		取組が分かる資料

合計得点	点
------	---

関係所属長 様

環境計画推進課長

高知県電力の調達に係る環境配慮契約方針に基づく入札参加資格判定結果
について

高知県電力の調達に係る環境配慮契約方針第6条の規定により、本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者の入札参加資格判定結果を以下のとおり通知します。

	小売電気事業者名	評価点（点）	入札参加資格の有無
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

別記様式3（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

（小売電気事業者） 様

高知県林業振興・環境部
環境計画推進課長

高知県電力の調達に係る環境配慮契約方針に基づく競争入札参加資格審査結果通知書

高知県電力の調達に係る環境配慮契約方針第6条の規定により、令和 年 月 日付けで提出のありました高知県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書に基づく入札参加資格審査結果を以下のとおり通知します。

評価点（点）	入札参加資格の有無	備考